

お客さま各位

一定期間入出金のない預金のお取扱いについて

平素は中南信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、預金口座を犯罪に利用する事例が見受けられ、社会的にも大きな問題となっております。このため当金庫では預金口座の不正利用防止の観点から、一定期間ご利用のない口座については、令和6年8月以降、預金規定に従いましてお取引を停止させていただきます。

なお、この場合、預入れ、払戻しのほか、振込入金、口座引き落とし、キャッシュカードのご利用ができなくなりますので、お手元に長い間ご利用になっていない通帳・カードがございましたらご確認ください。

対象となる預金種目	普通預金（無利息型含む）および貯蓄預金
お取引停止条件 (右記の条件すべてを 満たすもの)	○5年以内に利息決算以外の入出金がないこと ○残高1千円未満であること ○上記の預金以外に取引店で次の取引がないこと 定期預金（積立定期預金含む）・定期積金・出資・カードローン ○当金庫にてお取引の停止が妥当と認めた場合

○普通預金規定（抜粋）

普通預金規定
15.（解約） (5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

なお、お取引が停止となった口座については、所定の手続きを経た上でお取引の再開または払戻しができますので、ご本人さまであることが確認できる書類（免許証等）のほか通帳、お届けのご印鑑をご用意の上、当金庫取扱店までご来店ください。

